



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- *138 紀の国森づくり税条例 (議会事務局)
- *139 紀の国森づくり基金条例 (")

公布された条例のあらまし

◇紀の国森づくり税条例

1 条例概要

森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源に充てるため、紀の国森づくり税を創設することとしました。

- (1) 個人の県民税の均等割に紀の国森づくり税として500円加算することとしました。(第2条関係)
- (2) 法人県民税の均等割に、紀の国森づくり税として均等割額に5%を乗じて得た額を加算することとしました。(第3条関係)
- (3) 紀の国森づくり税は、賦課徴収に要する経費を控除した額を紀の国森づくり基金に積み立てることとしました。(第4条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

◇紀の国森づくり基金条例

1 条例概要

森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源に充てるため、紀の国森づくり基金を設置することとしました。

- (1) 紀の国森づくり基金は、紀の国森づくり税、寄附金等を積み立てることとしました。(第2条関係)
- (2) 紀の国森づくり基金は、基金の目的を達成するための事情の財源に充てるため、処分することができることとしました。(第4条関係)
- (3) 基金の目的を達成するための事業その他基金に関する事項を調査審議するため、紀の国森づくり基金運営委員会を設置することとしました。(第5条関係)
- (4) 紀の国森づくり基金運営委員会は、委員8名以内で組織することとしました。(第5条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行します。

条 例

紀の国森づくり税条例をここに公布する。

平成17年12月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第138号

紀の国森づくり税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するため、和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。）で定める県民税の均等割の税率の特例として課する紀の国森づくり税に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第2条 平成19年度から平成23年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第25条の規定にかかわらず、同条に定める額に紀の国森づくり税として500円を加算した額とする。

（法人等の県民税の均等割の税率の特例）

第3条 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間（以下この項において「特例期間」という。）を開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る県税条例第32条第1項の法人等の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、紀の国森づくり税として当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第32条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「紀の国森づくり税条例（平成17年和歌山県条例第138号）第3条第1項」とする。

（使途）

第4条 知事は、第2条及び前条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、紀の国森づくり基金（紀の国森づくり基金条例（平成17年和歌山県条例第139号）に基づく紀の国森づくり基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者に係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第25条」とあるのは「県税条例第25条及び和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成17年和歌山県条例第93号）附則第5項」と、「同条に定める額に紀の国森づくり税として500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同条に定める額に紀の国森づくり税として300円」とする。

紀の国森づくり基金条例をここに公布する。

平成17年12月22日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第139号

紀の国森づくり基金条例

（設置）

第 1 条 水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に取り組むため、紀の国森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 紀の国森づくり税条例（平成17年和歌山県条例第138号）第4条の規定により基金に積み立てるものとされている額で予算で定める額
- (2) 前条の目的のために寄附された寄附金の額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第 4 条 基金は、第 1 条の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

（紀の国森づくり基金運営委員会）

第 5 条 前条の事業その他基金に関する事項について調査審議するため、紀の国森づくり基金運営委員会（次項において「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
- 3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。